

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（10月）

令和3年9月7日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
10/ 1	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県火災共済協同組合	経営支援部
10/ 5	火	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会①（制度・会計）	
10/ 6	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
		連携組織活性化研究会 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	経営支援部
10/ 8	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県自動車車体整備協同組合	工業連携支援部
		連携組織活性化研究会 対象：千葉県学校給食パン・米飯協同組合	
10/12	火	連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地協同組合	
10/14	木	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会②（運営・制度）	経営支援部
10/15	金	組合後継者等育成事業（青年部研究会） 対象：茂原卸商業団地協同組合	工業連携支援部
		組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県火災共済協同組合	経営支援部
10/19	火	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会③（運営・会計）	経営支援部
10/22	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県学校給食パン・米飯協同組合	工業連携支援部
10/28	木	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会④（制度・運営）	経営支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
10/13	水	ふさの国 商い未来塾（第6回）	商業連携支援部
10/27	水	ふさの国 商い未来塾（第7回）	

組合員企業等の経営革新支援

「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画（新事業のビジネスプラン）の承認を受けることにより、組合員企業の信用力が向上するとともに、経営目標の明確化や社員の意識変革等につながることを期待されます。

変化の激しい経済環境に即応できる「筋肉質な企業、になるためのきっかけ」として、経営革新支援制度を是非ご活用下さい。

経営革新計画の策定に係るご相談は、本会経営支援部（☎043-306-3282）までお願いいたします。

経営のヒント

外国人労働者受け入れの留意点 ～技能実習生・特定技能・その他～

外国人労働者数と在留資格

厚生労働省が年1回発表する「外国人雇用状況」の届出状況まとめによると、日本国内の外国人労働者数は年々増加しており、2020年10月現在では約172万人となっています。

在留資格別にみると、多い順に
①身分に基づく在留資格546,469人(全体の31.7%)
②技能実習402,356人(同23.3%)
③資格外活動(留学含む)370,346人(同21.5%)
となっています。

なお、2019年に創設された特定技能の在留資格で就労する外国人については、当初の見込みである34万5千人には及ばない状況ではありますが、2020年3月末時点では3,987人であったのが、2021年3月末時点では22,567人、そして2021年6月末時点では29,144人と、この1年で急増しています。

外国人労働者の募集・採用方法

外国人技能実習生については監理団体があっせん(募集・採用のサポート)をするため、まずは監理団体を探すことから始める必要があります(団体監理型の場合)。監理団体の情報は、外国人技能実習機構や出入国在留管理庁のHPで一覧表を公開しており、所在地・業種・国籍等で絞込検索して探すことができます。できれば数件ピックアップしてコンタクトし、直接会って詳しい説明を聞いてみたうえで比較検討して決めることをお勧めいたします。

なお、外国人技能実習制度の目的は日本の技能・技術の国外への移転であるため、人手不足解消の目的で実習生を受け入れることは制度の主旨に反することになります。その他、技能実習制度については、監理費の支払いや技能実習計画の作成等の独自ルールも多いため、制度の根本部分や具体的な注意事項を含めてしっかりとした説明をしてもらえる信頼できる

監理団体を選ぶとよいでしょう。

特定技能の在留資格の外国人については、現状、外国人技能実習制度の修了者が約8割以上となっています。よって、監理団体に問い合わせることで特定技能外国人の求人・求職情報が効率的に得られると思われます。

ただし、監理団体が特定技能の外国人のあっせんをするには、職業紹介の許可または届出が必要ですから、必ず職業紹介事業者の要件を満たしているかについても確認しておきましょう。(許可や届出の有無については厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」のHPで確認が可能です)

一般的に労働者を募集・採用するときの方法としては、募集広告の掲載やハローワーク・人材紹介会社などの利用が便利です。千葉県内にも通訳を配置しているハローワークが複数ありますし、東京都には外国人雇用サービスセンター(外国人向けのハローワーク)があります。ただし、求人は日本語で表示されていますし、応募者の日本語力が高くないと実際のところ外国人が自力で就職活動するのは難しいと思われる

す。外国人の応募者数は多くはないと思われますが、無料で利用できますし、オンラインで情報が全国に公開されるのがハローワークのメリットといえるでしょう。

なお、千葉県HPでは外国人介護人材や特定技能外国人のマッチング支援等の情報も公開しています。詳細は千葉県HP

((HP) <https://www.pref.chiba.lg.jp/index.html>) を参照ください。

就労に必要な在留資格の確認

不法就労者を雇った場合、外国人本人だけでなく会社に対する厳しい罰則・罰金の制度もありますので留意が必要です。

外国人を雇用する際には必ず在留資格や在留期限の確認が必要になります。在留カードの原本の確認は勿論ですが、出入国在留管理庁HPからダウンロードできる「在留カード等読取アプリケーション」なども積極的に利用しましょう。

こういった確認を適切に行わずに不法就労者を雇ってしまった場合には、会社側にも過失があるものとされ、不法就労助長罪として、300万円以下の罰金・3年以下

の懲役という厳しい罰則・罰金の対象となる可能性があるため、注意が必要です。

なお、留学生をアルバイトとして雇う場合には、必ず「資格外活動許可」を受けたうえで、就労時間を週28時間以内（大学の夏期休業や冬期休業中は1日に8時間以内）におさめる必要があります。

決められた就労時間を超えて働いた場合も不法就労になるため、シフト表や出勤簿で労働時間をこまめにチェックすることも大切です。

また、正社員やある程度の長期間の契約社員として外国人を雇う場合は、在留資格の更新状況の確認も必要です。本人に任せるだけではなく、会社側でも外国人従業員の在留資格と在留期限・更新状況について一覧表を作成するなどの方法で管理しておき、オーバーステイ（有効な在留資格を有していたにも関わらず、何らかの事情で在留期限が経過してしまった状況）を防ぐようにしましょう。

労働条件のわかりやすい説明

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」には、「労働条

件の変更明示等を母国語や平易な日本語等により外国人労働者が理解できるように行うこと」と記されています。労働条件や就業規則等を外国人労働者が理解していないと、大きなトラブルに発展することがありますから、まずは採用・入社時の時点で確実に説明しておくことが大切です。

①雇用契約書（労働条件通知書）

ポイントは母国語表記と手取り額の概算を示すことの2点です。日本語のみの雇用契約書よりも、母国語訳があるものを利用したほうが良いでしょう。

また、日本での就労経験がない（少ない）外国人の場合、給与から所得税・健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料などの控除があることを認識しておらず、給与明細を見て驚くこともあるようです。よって賃金の説明の際には、支給額だけでなく、社会保険や所得税等の各種控除の内容と概算についても話しておく必要があります。

外国人向けの労働条件通知書は労働局のHPでも公開されていますが、筆者のお勧めは、外国人技能

実習機構や出入国在留管理庁HPからダウンロードできる技能実習生用や特定技能の外国人用の雇用条件書です。給与の支給額だけでなく控除の項目と額、手取り概算額も明示できるフォーマットとなっていますから、ひな形として利用すると良いでしょう。

②就業規則

常時10人以上の労働者を使用する会社では就業規則を作成し労働基準監督署へ届出する義務があります。なお、就業規則は従業員に周知することで効力が発生しますし、トラブル防止のためにも外国人労働者に確実に内容を説明しておくことは必須です。

外国人用に外国語版の就業規則を作成することがベストですが、厚生労働省HPからダウンロードできる「モデル就業規則 やさしい日本語版」などを利用する方法もあります。

転職に伴う留意点

外国人技能実習生については、実習期間中の転職は原則できませんが（ただし、2号から3号に移行する際は転職可能）、在留資格

「特定技能」やその他の在留資格で就労する外国人労働者は、転職が可能です。

外国人労働者が転職活動を行うことは勿論自由ですし、就労中に退職したい、転職したいと申し出があった場合、会社側はこれを拒むことはできません。

ただし、転職の際には、出入国在留管理庁への届出、前職での雇用保険や健康保険・厚生年金保険の資格喪失手続を確実に行っておかないと、新しい会社での入社手続が滞ってしまうことがあります。外国人労働者がこの点を把握しておらず、転職先が決まるとすぐに元の会社を辞めてしまうことがあり、結果として新しい会社での手続が進まないケースが増えていきます。

こういったトラブルを避けるためには、就業規則等に「自己都合退職の場合、○日前に申し出る」となどのルールを定め、ルールを守らないと、結果として自分が困ることがあることも含めて、外国人労働者に日頃から周知しておくといでしょう。

（特定社会保険労務士 永井知子）

テーマ 事業継続力

新型コロナウイルスに対応した大規模イベント事業運営モデルの確立

協同組合湊日曜朝市会

コロナ禍における組合員及びお客様目線での新しい生活様式の迅速かつ的確な導入による大規模イベント事業運営モデルの確立を図る組合活動。

背景・目的

日本一とまで言われるほどの集客力を誇り、300以上の店が立ち並ぶ、開催時には2万人を超える来場者を有する当組合が運営する「館鼻岸壁朝市」は、新型コロナウイルス感染症拡大により多大な影響を受け、組合員及び組合の事業継続にとって危機的な状況となっていた。このため、新型コロナウイルスに対応した新しい生活様式を取り入れた「新たな朝市」開催を実現し、組合員及び組合の事業継続を図ることが目的であった。

取組みの手法と内容

新型コロナウイルスに対応した

新しい生活様式を取り入れた「新たな朝市」開催を模索している中で、青森市のITベンチャー企業が開発した体温計やマスク着用の有無を自動検知できるカメラの設置、朝市出入口の制限に加え、コロナ対策看板の設置をはじめとした各種新しい生活様式への対応を行うことで、来場者が安心して朝市を散策・購買できる環境の整備を実施した。

具体的には、**身体的距離の確保**：各店舗の配置間隔を通常の1.5倍ほど広げる、**清掃・消毒**：消毒液を入口に設置、**接触感染・飛沫感染の防止**：出展者は必ずフェイスマスクを着用、**混雑の緩和**：会場内が混雑した場合はアナウンスによりキャパシティを制限、**入店時の対応**：会場入口内に自動検温システムを3台導入、顧客への周知徹底や3密を避けることなどの案内をチラシにして配布、看板

の設置などの新しい生活様式への対応を着実に実施した。

成果とその要因

理事長のリーダーシップによる迅速かつ的確な対応、組合員の繁栄を第一に考えた事業活動、お客様の視点に加えて地域への貢献を意識した事業活動を重視したこと、来場者における安心感を醸成し、安定的に朝市を開催し、来場



日本最大規模を誇る「館鼻岸壁朝市」



新しい生活様式を取り入れ、入場制限を実施

者数や出店者の回復につながったことにより、組合員及び組合の事業継続を図ることが可能となった。

協同組合湊日曜朝市会

住所：〒031-0072

青森県八戸市城下4丁目1番4号

設立：平成22年3月

出資金：1,435千円

URL：http://minatonichiyousaichikai.com

業種：農業・製造業・小売業・卸売業

組合員：287人

組合 Q & A

組合事務所・倉庫に対する固定資産税について

〔Q〕協同組合等が所有し使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の非課税は具体的にどのような範囲に及ぶのでしょうか？

〔A〕協同組合、協業組合、企業組合、商店街振興組合等の有する事務所及び倉庫に対する固定資産税の非課税の取り扱い、地方税法第348条第4項に規定されています。

さらにその関連通達で、事務所・倉庫の定義が明確化されています。

「事務所」とは、その組合の行う事業に関連して庶務・会計等いわゆる現業に属さない総合的な事務を行う建物とされ、「倉庫」とはその組合の行う事業に関連して特に設けられた恒久的な貯蔵庫をいい、臨時的に倉庫として使用する建物および単なる物置程度のもは含まないとしています。

役員退職慰労金支払いについて

〔Q〕役員退職慰労金の支払いに際しての留意点は？

〔A〕支給と支給額の決定は理事会の決議で可能ですが、支給が恣意的になることを防止する観点から総会決議を経て支給することが望ましいとされています。

税務上、不相当に高額な退職慰労金是否認されます。一般に妥当額は、退任時の給与と勤続年数を基準に功績を加味して決定されますが、組合においては無給又は著しく低額の給与が支払われていると、さきに述べた方法で算出される退職慰労金は一般に著しく少額になるものです。

組合の賦課金における消費税の取り扱いについて

〔Q〕当組合では従来より賦課金を課税対象として処理していたが、これを課税対象外とすることができだろうか？

〔A〕課税対象とするかしないかはなく、もとより組合が課する一般賦課金は消費税の課税対象外、いわゆる不課税項目です。組合が拠出する例えば中央会年会費や中金会会費なども同様に不課税項目です。

過去の消費税申告において過大に納税してしまったことが考えら

れますから、所轄税務署長に対する「更生の請求」手続きにより過大税額の還付を求めます。

請求期限は、法定申告期限から5年以内。（23年12月2日以前に法定申告期限が到来したものにについては1年以内）

脱退した組合員への出資預り金の返還について

〔Q〕脱退組合員に出資預り金は返還すべきものか？

〔A〕組合員から受け入れている将来の増資のための「出資預り金」は負債であり、特段の定めがなければ組合には当然に全額の返還義務があります。

これに対し、「出資金」は出資額の範囲で出資者が責任を負うべき有限責任の拠出金で、定款規定に従って払戻額を計算し、場合によっては払戻額ゼロのケースもあります。

増資目的の「出資預り金」を実行する際には、組合と組合員間で契約書を交わし、出資金への振替時期、脱退の際の返還金額と返還方法などを明記する必要があります。

増資目的で預かりながら、一向

に出資金への振替が行われずにその金額が高額になっている決算書はしばしば見受けられ、高額のために不意の脱退時の返還に苦慮するケースも稀ではありません。

延滞している賦課金について

〔Q〕延滞している賦課金は会計上どのように処理すべきか？

〔A〕納期の到来した賦課金の未収額は、その都度あるいは少なくとも決算期末には未収賦課金として計上し債権の所在を明確にしなければなりません。総会決議により確定している債権ですから、税務上も計上の必要があります。

その後その未収計上額が回収不能に陥れば貸倒損失の処理を行います。

また、回収不能に陥る前に諸般の事情を勘案して賦課金支払いを免除するのであれば、理事会等の決議を経て支払免除通知を発行して免除を行います。

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載



本会は、ものづくり・商業・サービス補助金の地域事務局として、補助事業者の「事業化」に向けた活動の支援やそのフォローアップ等に取り組んでいます。

このコーナーでは、ものづくり等の補助事業に取り組んだ事業者（過去に同補助金に採択された県内の中小企業等）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や補助金活用の成果状況等についてご紹介します。



事業類型	設備投資のみ	対象類型	ものづくり技術
------	--------	------	---------

株式会社 山二建具 (松戸市)

事業テーマ

大型木製建具(ドア)を量産化するための技術開発及び生産体制の構築

本事業への取組の経緯・目的

最近の住宅や商業施設ではデザイン性が高く、開放感のある大型建具のニーズが高まっています。

木製建具は従来、室内における扉の大きさは175cm×80cm程度が大半でしたが住環境の変化に伴い扉高さは200〜230cmが一般的な高さになってきました。また

天井高の高い建築物では240cm以上の建具も多くなってきたいます。

近年木製品が見直される中「室内の建具は木製を使いたい」とのエンドユーザーの声に対し大型フラッシュ建具を製造できる工場は、ほとんどなく、しかも製作

するには手加工になる為納期やコストの面が課題となっていました。

実施内容

新たに導入した2台の機械により今までの手加工の部分を目



一般的な扉との大きさの比較



エッジバンダー



ランニングソー

動化することが出来ました。また設備増に対応する為、工場全体のレイアウトの見直しを図りました。

事業実施の成果

建具側面に縁を貼ることは、加工面の長さが増える程、すべてを均一に接着することが難しくなりますが、いくつもの技術的課題をひとつづつ検証し、見直しを進めた結果、今回の設備導入によって一気に加工精度と生産スピードの向上の成果が得られました。

今後の展望

建築の多様化に伴い住宅メーカーや建築会社などから特殊寸

法の製作問い合わせが増えてきています。

今まで背の高い大きな建具は建物の中でも中心的な入口にのみ採用されてきましたが、最近では物入れの戸も壁と同じように天井近くまで大きくして使われることも多く、一つの物件で大型の建具が採用される割合も増えてきました。

今後ますますこのような需要が高まると考えられます。

また、近年木製品が見直されてきている中、当社で開発した木製パーテーション「木づかい



都内共用キッチン入口の戸



都内オフィス会議室入口

ボール」が2019年千葉県「ものづくり認定品」として認められました。

社長から一言

代表取締役社長 二村 淳彦

建築業界では木を使った建物が見直されてきています。



木づかいボール

日本には木を生かす文化があるので木を無駄なく上手に使うことで、私たちも木製建具で貢献したいと考えています。少しでも、木の良さを伝えることが出来ればと考えています。



千葉ものづくり認定品 認定式

企業データ

主な事業・業種	建具業
得意分野	木製建具製造
所在地	[本社]・[事業実施場所] 〒270-2224 千葉県松戸市大橋 160-4
TEL	[本社]・[事業実施場所] 047-391-6111
FAX	[本社]・[事業実施場所] 047-391-3983
URL	http://www.yamanidoor.co.jp
E-mail	a.nimura@yamanidoor.co.jp
設立	1975年7月
代表者	代表取締役社長 二村 淳彦
従業員数	16名
資本金	1,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年8月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は5から2に減少。「減少した」業種は7から10に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から9に増加。「減少した」業種は15から9に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は5のまま変化なし。「悪化した」業種は10から12に増加。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は10から7に減少。「減少した」業種は2から6に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から6に増加。「減少した」業種は16から11に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は5から9に増加。「悪化した」業種は13から12に減少。

製造業

■しよ油・食用アミノ酸製造【県内全域】

新型コロナウイルスの感染が再爆発して、前月比、前年同月比よりさらに悪化している。

■パン・菓子製造【県内全域】

砂糖の卸値が上昇。本年3月に4年ぶりに卸値の値上げがありましたが、その後主産国の天候不順や輸送運賃の上昇等により、この7月はやむなく年内2度目の値上げがあった。小麦粉や食用油、卵などの原材料も軒並み値上がりしており、新型コロナウイルス禍で販売不振に苦しんでいる中ではあるが、製菓店では、商品値上げを採る動きも出てきた。

■酒類製造【県内全域】

前月比、前年同月比共に売上が減少した（7月実績）。

■繊維工業【県内全域】

行動が制限されているため、営業活動が出来ない状況にある。

■木材・木製品製造【県内全域】

材料の供給を待たされた現場への対応で景況は好転しているように見えるが、木材の高騰などで内容は良いとは言えない。

■印刷【県内全域】

先月よりコロナの影響で条件が

悪化している。また、材料費がいくつかわ値上がるとの報告を受けている。

■電気めっき【県内全域】

8月は稼働日数が少なく、前月比は減少。一方、前年比は15.4%増であったが、これは前年がコロナの影響で激減したためである。

■鉄工【千葉】

新型コロナウイルスの感染拡大の懸念もあるが、ワクチン接種が徐々に進み営業活動も回復しつつあり、受注状況の改善傾向が続いている。

■機械部品製造【野田】

8月はお盆休みのため、稼働日数が少なく、前月比売上減。

■機械部品製造【流山】

新型コロナウイルス、半導体の不足による影響で売上が減少している業種がある。

■機械部品製造【柏】

8月は夏季休暇(稼働日減)を含め、受注が20%減。自動車は半導体減少による受注調整を行っている。

■金属製品【船橋】

コロナの影響で、人員確保等に問題が生じて不安定な状況にある。

■採石【県内全域】

新海面処分場工事での石材搬入

が始まり、今月は前月を上回ったが、前年同月比で下回り、前年比では75%の状況。

【土砂採取】

【県内全域】

コロナ禍やオリパラ開催の影響により先行きは不透明。また、骨材資源の枯渇化傾向により、原砂の温存を目的に一部製造業者は減産をしている。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県、東京都】

従来よりも低い水準であるが、底を打ち安定してきている。

【医薬品卸売】

【県内全域】

実働日数が前年より1日多いことも影響しているが、徐々にではあるが景況は回復傾向にある。外来受診の患者動向でも昨年のような受診抑制は起きていない。

【青果卸売】

【千葉】

依然として販売が低調で苦慮している状況である。コロナも先が見えず、厳しい状況が続くそうである。

【食肉卸売】

【成田市他】

豚価は月末に向けて下落基調だった。気温が高かったため豚の成長が遅く、当センターだけでなく全国的に出荷頭数が少なかった。ただし、前年同月比ではほぼ同じ

と畜頭数を確保している。

【卸売】

【茂原】

オリンピック開催による外出自粛で消費の落ち込みが見られる。

【小売】

【柏】

緊急事態宣言により、全体的に悪化。

【電気機器小売】

【県内全域】

連日の猛暑でエアコンの動きが顕著だったものの、全体としては停滞気味。オリンピックの需要はまばらで期待倒れであった。

【青果小売】

【千葉】

前月以上に小売、納品業務ともに大きく落ち込んだ。全く先が見えない状況である。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

前月に続き、新車の納車が遅れていることから、中古車の市場流通が減っており、オークション運営の厳しさが継続している。

【小売】

【東金】

コロナの影響が続いている。飲食、衣料、サービス関係は、かなり影響が出ている。資金繰りに苦慮している組合員あり。食品関係は比較的良好な状況。昨年度はかなり悪かった。それよりも悪くなる傾向になってきている。

【商店街】

【千葉市】

売上額は前年度比で約11%程度減少、前月比でも同様に約18%程度減少している。

【建設機重】

【県内全域】

稼働率は低調だが、一部で上昇が見られる。

【小売・サービス】

【野田市】

緊急事態宣言に伴い、各業界で売上減少。特に、高齢化地区の個店は影響が大きい。

【貸舟】

【君津】

緊急事態宣言発令に伴い、各店舗が釣舟稼働数を減らして営業した。

【一般廃棄物処理業】

【千葉】

前月と比べると、依頼件数は減ったものの、多量ごみの依頼が多くあった。前年同月と比べると、景況は悪化している。

【学習塾】

【県内全域】

コロナの集団感染を気にしながらの夏季講習であったが、例年どおりで終えることができた。

【土木建築サービス】

【県内全域】

「道路台帳補正業務に関する研修会」を県（道路環境課）と共催で企画することについては、コロナ禍で具体化出来ずに今日に至っているが、状況を見ながらの検討

とする。また、県（技術管理課）からは当組合のi-Construction事業部会にICT土工講習会への講師要請を受けており、現在協議中である。

【ソフトウェア】

【県内全域】

業種によっては落ち着きを見せているところもあるが、特に小規模事業主では異分野への業態転換を始めている。

【建設】

【県内全域】

組合員による8月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、285件、15,719百万円となり、前年同月比で4,074百万円の増加。また、8月までの累計額は、前年同月比で10,329百万円の増加となっている。

【内装工事】

【県内全域】

建設工事の動きが鈍くなっている。

【貨物運送】

【野田市】

売上は昨年より良くなっている。

【輸出入】

【県内全域】

オリンピック・パラリンピックが始まったが、コロナウイルスの影響が続いて成田空港はお客もまばらである。前月比で3万人ほどの増加であったが、店舗は休業が続いている。

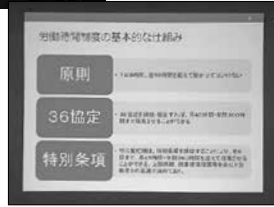
令和3年度 諸制度改正に伴う専門家派遣 等事業に係る講習会 開催

本会は8月24日、千葉市内において、諸制度改正に伴う専門家派遣等事業に係る講習会を開催した。

本講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急遽会場での対面受講とオンラインによるリモート受講のハイブリッド形式で開催され、今回は、「働き方改革推進に向けた体制構築セミナー」と題し、社会保険労務士法人ネクステップ 代表社員 山崎裕樹（社会保険労務士）氏より講義が行われた。



会場とオンラインの
ハイブリッド開催



令和3年度 ふさの国商い未来塾 開催

本会は9月1日、15日、29日の3日間、千葉市内において、令和3年度ふさの国商い未来塾を開催した。

本講座は、全10回のカリキュラムで行われ、地域住民の快適生活を支え、楽しみやふれあいに満ちたくらしの広場を提供している商店街活動を支援するとともに、活力ある地域づくりを担うリーダーの養成を目指している。

今年度（第24期）は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面受講とオンラインによるリモート受講のハイブリッド形式で開催され、第3回（9月1日）は、まちとひと感動デザイン研究所 代表 藤田 とし子氏による『まちづくりの視点で集まる商店街づくり』、第4回（9月15日）は、NPO法人いすみライフスタイル研究所 理事長 高原 和江氏による『まちづくり、田舎のライフスタイルに合わせた商業活動』、第5回（9月29日）は、岡崎まちゼミの会 代表 松井 洋一郎氏による『まちゼミ』で商店街とお店のファンづくり』と題した講義が行われた。

令和3年度 第2回正副会長会議 開催

本会は9月17日、千葉市内において、令和3年度 第2回正副会長会議を開催した。

当日は、令和3年度の事業進捗状況、来年1月21日に開催を予定している中小企業団体千葉県新春交流会の開催可否等について検討が行われた。

なお、例年開催している新春交流会については、今冬新型コロナウイルス感染動向が依然不透明であることから、来年1月の開催は見合わせる事となった。（本件については、本誌に同封の通知をご覧ください。）



政治的中立の保持について

今般、衆議院議員選挙の実施が予定されていることから、組合は政治的中立の保持に関する法の趣旨を尊重し、その遵守を徹底しなければなりません。

中小企業等協同組合法第5条第3項、中小企業団体の組織に関する法律第7条第3項、商店街振興組合法第4条第3項で「組合は特定の政党のために利用してはならない。」と定められています。

中小企業が共同事業を行うための組合において、その目的を逸脱して、特定の政党の公職選挙の候補者を推薦し、総会等において特定の候補者の推薦や特定の政党の支持を決議するはできませんのでご注意ください。



次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

＊ 次世代育成支援対策推進法って何!?

* 一般事業主行動計画って!?

※従業員 100 人以下の企業は努力義務です。

▼STEP1:自社の現状や従業員のニーズを把握しましょう

例) 妊娠・出産を機に退職する従業員の数

- ☐ 子育て中の従業員の数
☐ 育児休業、子の看護休暇等の性別・年齢別の利用者数
☐ ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度と利用意向
☐ 現在の支援制度に対する満足度
☐ 今後会社で検討及び実施してほしい支援制度

▼STEP2:行動計画を策定しましょう

・課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけ、計画の期間を決めるとともに、現状を分析し目標を定めましょう。目標は可能な限り定量的な数値目標とすることが望ましいです。

▼STEP3:行動計画を公表し、従業員への周知を図りましょう

・行動計画を策定したら、一般への公表、従業員への周知を行いましょう。周知方法については自社の HP へ掲載あるいは日刊紙への掲載、厚生労働省が運営する Web サイト「両立支援のひろば」等があります。

▼STEP4:行動計画を策定した旨を千葉県労働局雇用環境均等室へ届出

・行動計画を策定したら、策定日からおおむね3ヶ月以内に郵送、電子申請又は持参により千葉県労働局雇用環境均等室に届け出てください。

▼STEP5:行動計画を実施しましょう

- ・行動計画に掲げた対策を実施し、目標達成に向けて取り組みましょう。

*** 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度がスタートします!**

女性就業率の増加傾向等に伴う保育の需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めながら、併せて子育て環境を整備する観点から、従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金が支給されることとなりました。

【概要】企業からの申請により、助成金(50万円/企業)を支給

【対象企業】雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

(次世代育成支援対策推進法に基づき、プラチナくるみん認定・くるみん認定を取得する中小企業)

お問合せは本会経営支援部 能美(推進員)または 野ヶ峯まで(☎043-306-3282)

次世代育成支援対策 検索

「バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針」 の策定及び関係省令の改正に伴う組合の対応について

経済産業省において策定された標記実務指針の公開に関する情報（同省 Web ページ上で公表されている旨）は、本誌 7 月号でもお知らせしたところですが、本号では、今般の制度改正のあらましとともに、これに伴う組合の対応についてあらためて整理します。

なお、当該制度改正は、従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであり、必ずしもすべての組合が対応しなければならないものではありませんが、組合の意向によっては、諸規定（定款、規約、規程等）の制定・改定の必要が求められますので、くれぐれもご注意ください。

用語解説①：バーチャルオンリー型組合総会・理事会

物理的な場所を定めることなく、インターネット等の手段を用いて出席する総会や理事会をいう。

用語解説②：ハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会

物理的な場所を定めるとともに、インターネット等の手段を用いて出席することができる総会や理事会をいう。

1. 背景・目的

従来、総会及び理事会のいずれについても、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催することはできませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確立するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会のニーズが高まり、第 32 回中小企業政策審議会において、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会よりバーチャルオンリー型組合総会等に係る要望書が提出されました。

こうした状況を踏まえ、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則等（以下、併せて「省令」といいます。）を改正しました（2021 年 5 月 14 日に公布・施行）。

さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会の開催を促進するため、省令改正にあわせて、標記実務指針の策定が行われました。

2. 標記実務指針の概要

本実務指針は、前提となる環境整備、本人確認の方法、組合員からの質問・緊急議案・動議の取扱いなど、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会を開催するあたり、法的・実務的に留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示しています。

また、特にバーチャルオンリー型組合総会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席し議決権・選挙権を行使する機会を奪われるような事態は決してあってはならないことから、本実務指針においては、このような組合員に対する様々な配慮を求めています。

◎バーチャルオンリー型組合総会・理事会の実施に向けた定款変更について

多くの組合では、定款において、会議の目的たる事項や日時とともに「場所」を招集通知書面に記載して送付するものと定めています。また、総会、理事会ともに議事録に「場所」を記載するよう定めています。したがって、定款において「場所」を規定している組合が、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を実施するためには定款の変更が必要となります。定款の変更の際には次頁の例を参考にさせていただくとともに、ご不明な点などは本会までご相談ください。

【参考】事業協同組合の定款変更の例

変 更 後	変 更 前
(総会招集の手続) 第 41 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の開催の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会の出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。 2～7 [略]	(総会招集の手続) 第 41 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。 2～7 [略]
(総会の議事録) 第 48 条 [略] 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。） (3) ～ (11) [略]	(総会の議事録) 第 48 条 [略] 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所 (3) ～ (11) [略]
(理事会の議長及び議事録) 第 53 条 [略] 2 [略] 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。） (3) ～ (13) [略] 4 [略]	(理事会の議長及び議事録) 第 53 条 [略] 2 [略] 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) [略] (2) 開催日時及び場所 (3) ～ (13) [略] 4 [略]

◎定款変更に関するご相談は、本会の支援担当者又は設立支援部(☎ 043-306-3285)までご連絡ください。

千葉県最低賃金改正のお知らせ

○千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和3年10月1日から		
時間額	953	円
（従来の925円から28円引上げ）		

○使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

○賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

.....

☆ 最低賃金の詳しい内容につきましては、**千葉労働局労働基準部賃金室**
（☎ 043-221-2328）又は最寄りの**労働基準監督署**にお問い合わせください。

☆ 千葉労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

11月～12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産の事業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険の加入手続を行う必要があります。

- ★ 労災保険は、労働者が業務災害や通勤災害を被ったときに、療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。
- ★ 雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行うほか、事業主の方には失業予防及び雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

いずれも事業主に加入が義務付けられています。未手続事業の事業主は至急、加入手続をしてください。

詳細については、千葉労働局保険徴収課（TEL：043-221-4317）又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。